



「港湾の施設の技術上の基準を定める省令について（通達）」の適用について（通知）

技術基準の種類: 例規
通知日: 平成6年7月18日

受港第30号
平成6年7月18日

倉吉土木事務所長
米子土木事務所長
鳥取港湾事務所長

殿

土木部長

「港湾の施設の技術上の基準を定める省令について（通達）」の適用について（通知）

このことについては、平成6年1月12日付受港第75号で既に通知いたしておりますが、その適用について運輸省港湾局技術課長から別添写しのとおり通知がありましたので、遺漏のないようにして適切に処理してください。

受港第66号
平成6年4月1日

鳥取土木事務部長 殿

運輸省港湾局
技術課長

「港湾の施設の技術上の基準を定める省令について（通達）」の適用について

港湾の施設の技術上の基準を定める省令の解釈及び運用については、既に「港湾の施設の技術上の基準を定める省令について（通達）」（昭和55年5月19日付港建第126号）、「港湾の施設の技術上の基準を定める省令について（通達）」（昭和63年10月14日付港技第123号）及び「港湾の施設の技術上の基準を定める省令について（通達）」（平成5年12月10日付港技第162号）（以下、三通達を「技術基準通達」という。）をもって運輸省港湾局長より通達しているところであるが、同通達のほか、下記の点に留意し遺漏なきよう努められたい。

また、貴管内の市町村が管理する地方港湾の港湾管理者に対しては、貴職より本通達の内容の周知方お願いする。

なお、本通達は平成6年4月1日から実施するものとし、この日をもって以下の通達は廃止するものとする。

- ・「鋼矢板セル式係船岸の設計について」（平成2年7月25日付港技第75号港湾局技術課長通達）

記

- 「技術基準通達」の適用に当たり、第8編係留施設第7章鋼矢板セル式係船岸、第8編係留施設第8章銅板セル式係船岸、第8編係留施設第19章附帯設備19.9車止め、第9編その他の港湾の施設第1章臨港交通施設、及び第11編マリーナについては、運輸省港湾局監修「港湾の施設の技術上の基準・同解説（一部改訂版）」（平成6年4月、日本港湾協会）を参考とされたい。
- なお、1.に掲げる港湾の施設以外の港湾の施設については、「港湾の施設の技術上の基準を定める省令について（通達）」の適用について」（平成元年3月18日付港技第51号港湾局技術課長通達）に基づき、従前通り運輸省港湾局監修「港湾の施設の技術上の基準・同解説（改訂版）」（平成元年2月、日本港湾協会）（以下、1.に掲げる書籍と併せて「技術基準通達・同解説」という。）を参考とされたい。
- 「技術基準通達」の適用に当たり、第8編係留施設第19章附帯設備19.9車止めについては、「技術基準通達・同解説」の他、運輸省港湾局監修「車止め設計マニュアル」（平成6年4月、沿岸開発技術研究センター）を参考とされたい。
- 「技術基準通達」の適用に当たり、第9編その他の港湾の施設第1章臨港交通施設1.6水底トンネルについては、「技術基準通達・同解説」の他、運輸省港湾局監修「沈埋トンネル技術マニュアル」（平成6年4月、沿岸開発技術研究センター）を参考とされたい。
- 「マリーナ等に関する港湾の施設の技術上の基準の適用について」（平成2年7月19日付港技第84号港湾局技術課長通達）に基づき、貴職がマリーナ等の港湾の施設の技術上の基準との適合に関する審査及び指導を行う場合には、「技術基準通達」の内容に従うほか、「技術基準通達・同解説」を参考とされたい。